

1 . 件名：高浜発電所の放射性固体廃棄物保管量の年次報告に関する面談

2 . 日時：平成29年4月20日（木）11：00～11：50

3 . 場所：原子力規制庁8階 会議室

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制企画課 石井企画官、鈴木専門職、別所技術参与

関西電力株式会社 原子力事業本部 放射線管理グループ マネジャー、他2名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 環境保安グループマネージャー、他1名

電気事業連合会 原子力部 副長

5 . 要旨

関西電力（株）高浜発電所の放射性固体廃棄物保管量の年次報告について、以下の点について協議した。

（均質固化体の扱いについて）

高浜発電所では、均質固化体を日本原燃（株）へ搬出する際に、固体廃棄物貯蔵庫から取り出し、低レベル放射性廃棄物（以下、「LLW」という）検査の為、固体廃棄物固型化処理建屋に仮置きしている。年次報告書においては、高浜発電所の年度末保管量から、この仮置き分を直接差し引いて記載しており、備考欄に仮置きの本数を記載している。しかし、この記載方法では、放射性固体廃棄物の「前年度末貯蔵量 + 発生量 - 減少量 = 今年度末貯蔵量」とならないため、規制庁より見直しを要請した。

これに対して関西電力より、「他の発電所と記載を統一し、H28 年度報告分から年度末保管量は仮置き分を減量カウントせず、日本原燃（株）へ搬出後に「施設外減量」としてカウントするよう見直す」旨回答があった。

（充填固化体の扱いについて）

高浜発電所では、雑固体を、固体廃棄物貯蔵庫から取り出し、固体廃棄物固型化処理建屋で充填固化体を製作した後、そのまま固体廃棄物固型化処理建屋内に仮置きしている。一方、他の発電所では、雑固体を、固体廃棄物貯蔵庫から取り出し、充填固化体を製作した後は、再び、固体廃棄物貯蔵庫に戻す運用としている。このため、高浜発電所からの報告書では、注書きで、充填固化体の本数が書かれているものの、貯蔵本数の一覧表では本数がカウントされていない。このため、規制庁より、製作された充填固化体は仮置きせず固体廃棄物貯蔵庫に搬出し、他の発電所の運用と同じ運用とするよう要請をした。

これに対して関西電力より、「高浜発電所では、固体廃棄物固型化処理建屋が広

く、LLW 検査も可能な為、充填固化体を製作した後、固体廃棄物貯蔵庫に戻さず、均質固化体を含めて日本原燃（株）へ毎年約3千本単位で搬出している。これは、固体廃棄物固型化処理建屋設計において、自治体への説明で、製作した充填固化体は、貯蔵庫に溜め込まず、すみやかに搬出すべきとの観点から、貯蔵庫には戻さず、仮置き後、すみやかに搬出する運用になったものである。」との説明があった。

規制庁からは、充填固化体の本数が把握できるよう、今後も一覧表欄外の注書きでその本数を明記するよう要請した。

6 . 配布資料 なし

以上